

## 秋田県告示第237号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

令和元年10月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 第1

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣  
ツキノワグマ
- 2 狩猟期間を延長する区域  
県内全域
- 3 延長する狩猟期間  
毎年11月1日から翌年2月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間  
令和元年11月1日から令和4年3月31日まで

### 第2

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣  
ニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域  
県内全域
- 3 延長する狩猟期間  
毎年11月1日から翌年2月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間  
令和元年11月1日から令和4年3月31日まで

### 第3

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣  
イノシシ
- 2 狩猟期間を延長する区域  
県内全域
- 3 延長する狩猟期間  
毎年11月1日から翌年2月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間  
令和元年11月1日から令和4年3月31日まで